

区分所有法 集会の招集の通知 宅建 H21-13-1 <<#537>>

【問】 正誤をつけよ。

管理者は、少なくとも毎年1回集会を招集しなければならない。また、招集通知は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項を示し、各区分所有者に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸縮することができる。

【答え】 正しい

《ポイント1》 集会の招集 【★頻出知識】

- 1 集会は、管理者が招集する。
- 2 管理者は、少なくとも毎年1回集会を招集しなければならない。（区分法 34 条 1 項、2 項）

《ポイント2》 招集の通知

集会の招集の通知は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項を示して、各区分所有者に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸縮することができる。（区分法 35 条 1 項）

伸縮 短縮